

西成区役所附設会館利用料金減免規程

(趣旨)

第1条 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、利用料金を減免することができる団体等及び行事又は集会の基準を明らかにするため、西成区役所附設会館利用料金減免規程を次のとおり定める。

(減免基準)

第2条 利用料金を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 別表1に掲げる各種団体等が行う公益的な行事又は集会で、直接、市政、区政に寄与すると認められるもののため、区役所附設会館（以下「会館」という。）を使用するとき。
 - (2) 区役所の事務及び事業又は会館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うコミュニティ活動の振興に関する事業を実施するため、会館を使用するとき。
- 2 別表2に掲げる各種団体等が主催する行事又は集会で、本市が協力する必要があると認められるもののため会館を使用する場合は、利用料金の2割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げた額）を減額することができる。
- 3 第1項の別表1の(2)及び第2項の別表2の(2)における「その他区長が必要と認める団体」として減免の対象とするかどうか判断する必要がある場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、区長が必要と認めた場合に限り、免除又は減額することができる。

(減免手続)

第3条 利用料金の減免を受けようとするものは、指定管理者に対して、使用申込書に添えて利用料金減免申請書（以下「減免申請書」という。）を提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の減免申請書を受理したときは、要綱及びこの減免規程に基づき、その内容を厳正に審査し、適当と認めたときに限り、減免の措置をとるものとする。ただし、審査にあたり疑義等が生じた場合、指定管理者は、区長と協議のうえ、減免の対象とするかどうかを決定する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

この規定は、令和4年7月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

対象団体については以下のとおりとする。

(1)

弘治地域活動協議会	西成区子ども会育成連合会
長橋地域活動協議会	西成区学校歯科医会
萩之茶屋地域活動協議会	西成区PTA協議会
今宮ふれあい地域活動協議会	西成区PTA・OB会
橘地域活動協議会	西成区生涯学習推進委員会
松之宮地域活動協議会	生涯学習推進員西成区連絡会
梅南地域活動協議会	西成区視聴覚教育協議会
玉出地域活動協議会	西成区体育厚生協会
岸里地域活動協議会	スポーツ推進委員西成区協議会
千本地域活動協議会	西成区商店会連盟
津守地域活動協議会	西成区選挙管理委員会
南津守地域活動協議会	西成区人権啓発推進会
北津守地域活動協議会	交通事故をなくす運動西成区推進本部
山王地域活動協議会	社会を明るくする運動西成区推進委員会
飛田地域活動協議会	西成区身体障害者団体協議会
天下茶屋地域活動協議会	西成区視覚障害者福祉協会
一般財団法人 大阪市コミュニティ協会西成区支部協議会	西成区肢体障害者協会
西成区地域振興会	西成区聴言障害者協会
社会福祉法人 西成区社会福祉協議会	西成区ボランティア連絡協議会
西成区民生委員児童委員協議会	西成区保健医療福祉協議会
西成地区保護司会	西成区食生活改善推進員協議会
西成地区更生保護女性会	西成区健康づくり推進協議会『旭の会』
西成地区BBS会	
西成区母と子の共励会	
西成区青少年指導員協議会	
西成区青少年福祉委員協議会	

(2) その他区長が必要と認める団体

別表2（第2条関係）

対象団体については以下のとおりとする。

(1) 別表1の(1)の団体における各連合（地区）もしくは単位（下部）の組織。

(2) その他区長が必要と認める団体